

教育等の振興に関する大綱



令和7年7月

北村山広域行政事務組合

1 策定の趣旨と内容

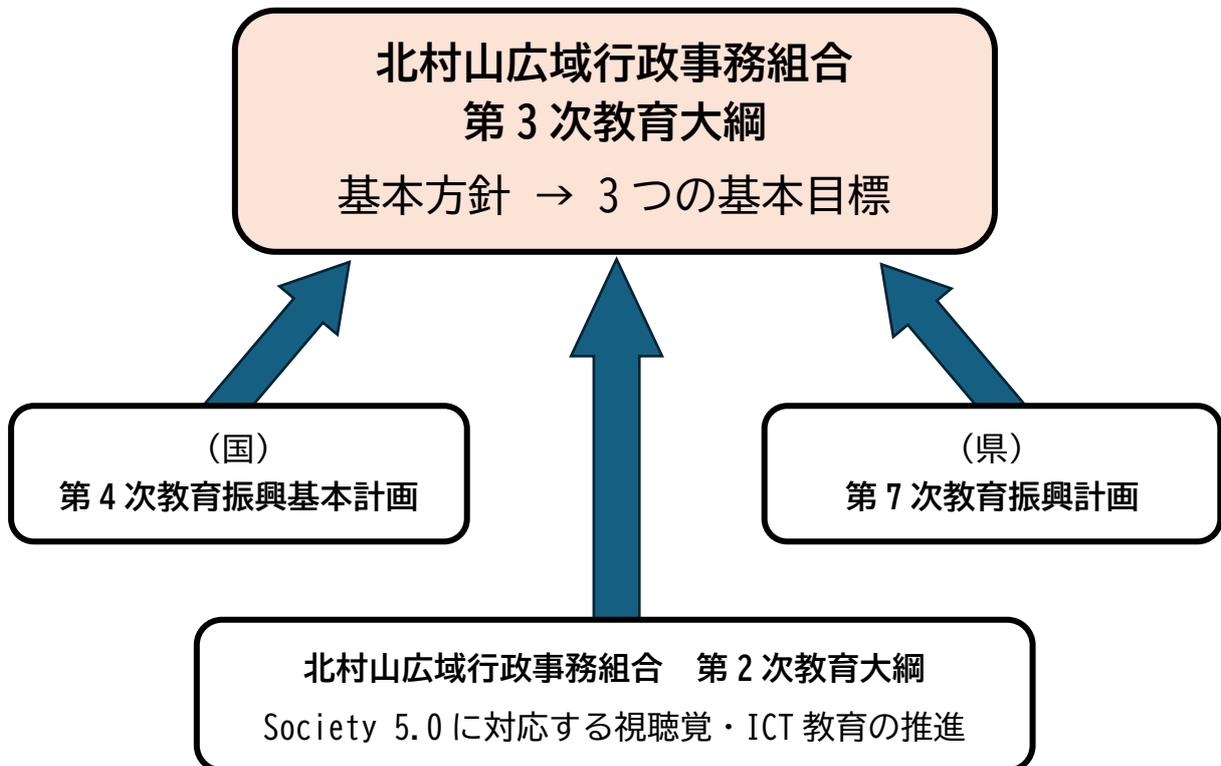
この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3並びに、北村山広域行政事務組合同規約第3条第3項「北村山視聴覚教育センターの設置及び管理運営に関すること」及び同条第5項「北村山教育会基金を活用した教育振興に係る助成及び顕彰に関すること」の規定に基づき、北村山地域の教育の振興に寄与することを目的に策定する。

2 計画期間

大綱の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 策定にあたっての考え方

大綱の策定にあたっては、令和5年6月に閣議決定された第4次教育振興基本計画及び令和7年3月に策定された第7次山形県教育振興計画による今後の教育政策に関する基本的な方針等を参酌し、かつ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした前大綱を発展的に継承するものとする。



4 基本方針

(1) 北村山視聴覚教育センターにおける事業推進

- 超スマート社会（Society 5.0）における視聴覚教育（ICT教育）を促進・支援し、時代の変化に即した教育方法と指導内容の改善充実に努めるとともに、教育の情報化の進展を図る。
- 児童生徒の情報活用能力や問題解決能力の向上を図るとともに、積極的な情報発信や研修の実施により教職員の指導力を高め、スキルとモラルを兼ね備えたデジタル人材の育成を目指す。
- 住民の地域に対する愛着を深めるとともに、生涯を通じた学びの充実を図るため、多様な学習機会や教材を提供し、社会教育の充実と生涯学習社会の実現を目指す。

(2) 北村山教育会基金の活用

- 北村山教育会基金を活用した北村山管内における学校教育、社会教育等の振興を図る。

5 基本目標

1 視聴覚機器や ICT を駆使した最先端の学びを実現する

最先端の機器や技術を取り入れた学びを提供するとともに、管内の教育委員会や学校と連携し、先進的で質の高い学びを可能にする教育環境づくりを推進する。

2 ウェルビーイングの実現をめざすデジタル人材を育成する

教育現場における AI、ICT 等の先進的な活用やプログラミング教育、情報モラル教育等の先進的な実践について調査・研究を行い、その成果を広く発信するとともに、研修を通して管内の教職員の指導力向上を推進する。

3 生涯学習・社会教育の充実により地域社会の活性化を図る

地域住民の生涯を通じた学びを支援するとともに、地域を題材とした視聴覚教材の保存・制作・提供の機能を充実させることで地域の発展を支える強い基盤を築き、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

6 重点事業

1 視聴覚機器や ICT を駆使した最先端の学びの実現

- ① 最新の視聴覚機器や AI、VR・AR 等、学校教育・社会教育の充実に必要な最先端の教育メディアを収集し、貸出を行う。
- ② 館内の設備や機材を適宜更新し、先進的な学びの場を提供する。
- ③ 管内の教育委員会や学校教育関係機関との連携を図り、学校の ICT 環境の整備を推進するとともに、一人一台端末をはじめとする ICT 機器を効果的に活用した質の高い学びを実現する。

2 ウェルビーイングの実現をめざすデジタル人材の育成

- ④ 管内小中学校の児童生徒を対象としたプログラミング教室等の体験学習を実施し、プログラミングや AI 活用等の技術的なスキルだけでなく、情報モラルも含めた広い意味での情報活用能力を育み、デジタル人材としての基礎を養う。
- ⑤ 外部講師やセンター指導主事による教育メディアの活用等に関する研修を計画的に開催するとともに、適宜相談に応じて指導助言を行い、教員の指導力向上を図る。
- ⑥ 委嘱研究事業や先進地域への派遣事業等を通して教育メディアの効果的な活用や教育 DX の先進的な取り組み等に関する調査研究を行い、その成果を広く発信する。

3 生涯学習・社会教育の充実

- ⑦ 地域性を生かした教材の収集・制作を行い、北村山地区の優れた歴史や文化を未来につなぐとともに、住民の地域への理解と愛着を深める。
- ⑧ 公式 YouTube チャンネルを利用した視聴覚教材の保存およびアーカイブ化を進め、多様な学びの情報を広く発信する。
- ⑨ 幼児から高齢者までを対象とした施設利用学習のほか、映画・プラネタリウムの一般公開や星空観望会、ゲストを招いてのプラネタリウムイベント等を随時実施し、地域住民の生涯を通じた学びを支援する。
- ⑩ 視聴覚教育センターの機能を幅広い層に周知し利活用していただくため、行政機関、社会教育関係団体、地域団体等と連絡提携を図るとともに、SNS、マスメディア等を活用して積極的に広報活動を行う。

4 北村山教育会基金の活用

- ① 学校教育、社会教育、文化、芸術、学術及びスポーツ等の分野において特に功績の顕著であった者に対して、北村山教育賞及び北村山教育奨励賞を授与する。
- ② 学校教育、社会教育の振興に関する事業及び児童・生徒の学業奨励に関する事業に対して、助成金を交付する。